

新潟市印鑑登録証明書等の交付の請求又は申出の手續及び請求等につき明らかにしなければならない事項を定める要領

(目的)

第 1 条 この要領は、新潟市印鑑条例（昭和 45 年 3 月 31 日条例第 5 号）に基づく印鑑登録に関する事務等において、証明書等の交付の請求又は申出につき、現に請求又は申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにさせること等により、第三者からの虚偽その他不正な手段による請求を未然に防止し、もって当該事務の適正な執行を確保するとともに個人情報保護を図ることを目的とする。

(対象とする請求の範囲)

第 2 条 対象とする証明書等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 印鑑登録証明書の交付の請求
- (2) 上記以外のその他行政証明書の交付の請求

(本人等の証明書等の交付の請求につき現に請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法)

第 3 条 本人等の証明書等の請求につき現に請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法は、次の各号のいずれかの方法による。

- (1) 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号。以下「戸籍規則」という。）第 11 条の 2 第 1 号から第 3 号及び新潟市戸籍法施行規則により市町村長が相当と認める書類等に関する要領（平成 20 年 5 月 1 日施行。以下「戸籍要領」という。）第 2 条第 1 項から第 3 項に掲げる書類及び方法によるものとする。
- (2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により申請する場合にあっては、戸籍規則第 11 条の 2 第 1 号、同条第 2 号イ又は戸籍要領第 2 条第 1 項に規定する書類いずれか 1 以上の写しを送付し、請求をする者の住所を証明書等を送付すべき場所に指定する方法。ただし、前条第 1 号及び第 2 号の請求を除く。

(本人等の証明書等の交付の請求につき請求をする者の代理人等が権限を明らかにする方法)

第 4 条 本人等の証明書等の交付の請求につき請求をする者の代理人等が権限を明らかにする方法は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第 2 条第 2 号の請求を除く。

- (1) 現に請求の任に当たっている者が法定代理人の場合にあっては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（交付後 3 月以内のものに限る。）を提示若しくは提出する方法又は市内のいずれかの区に戸籍簿があつて、職員が戸籍簿により法定代理人であることを確認する方法。
- (2) 現に請求の任に当たっている者が任意代理人又は使者の場合にあっては、代理権限が付与されていることを証する書類を提出する方法。ただし、代理権限を有することを証する書類の還付を求める旨の記載がある場合は、届出人等に了解のうえ当該書類の写しを撮り保管する。

(国又は地方公共団体の機関の証明書等の交付の請求につき請求の任に当たって

いる者が本人であることを明らかにする方法)

第5条 国又は地方公共団体の機関の証明書等の交付の請求につき請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、第2条第1号の請求を除く。

- (1) 戸籍規則第11条の2第1号に掲げる書類を提示する方法
- (2) 郵便等により申請する場合にあっては、当該請求をする国又は地方公共団体の機関の事務所の所在地を証明書等を送付すべき場所に指定する方法
(本人等以外の者の証明書等の交付の申出につき申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法)

第6条 本人等以外の者の証明書等の交付の申出につき申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、第2条第1号の請求を除く。

- (1) 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するため等、証明書等を利用する正当な理由があり交付の申出をする場合にあっては、戸籍規則第11条の2第1号、同条第2号及び戸籍要領第2条第1項、第2項に掲げる書類を提示する方法
- (2) 弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特種業務法人を含む。）、海事代理士若しくは行政書士（行政書士法人を含む。）（以下「特定事務受任者」という。）が交付の申出をする場合にあっては、戸籍規則第11条の2第1号に掲げる書類又は特定事務受任者若しくは特定事務受任者の事務を補助する者であることを証する書類（本人の写真が貼付されたものに限る。以下同じ。）を提示し、特定事務受任者の所属する会が発行した証明書等の交付を申し出る書面（以下「統一請求書」という。）に当該特定事務受任者の職印が押されたものによって申し出る方法、又は現に申出の任に当たっている者が弁護士の場合であって、当該弁護士が弁護士証を提示できないときは、申出時において弁護士会のホームページで会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表している場合に限って弁護士記章及び弁護士会が発行した統一請求書に当該弁護士の職印（弁護士法人にあっては、当該法人の代表者印）が押されたものによって申し出る方法
- (3) 第1号の申出を郵便等により行おうとする場合にあっては、次のいずれかに掲げる方法

イ 戸籍規則第11条の2第1号、同条第2号イ又は戸籍要領第2条第1項に掲げる書類の写しを送付し、当該書類の写しに記載された住所を送付先に指定する方法

ロ 申出者が法人の場合において、現に申出の任に当たっている者が当該法人の代表者又は支配人であるときは、戸籍規則第11条の2第1号、同条第2号イ及び戸籍要領第2条第1項に掲げる書類の写しを送付し、代表者又は支配人の資格を証する書面に記載された当該法人の本店若しくは支店（現に請求の任に当たっている者が支配人であるときは支店に限る。）の所在地を証明書等を送付すべき場所に指定する方法

ハ 申出者が法人の場合において、現に申出の任に当たっている者が当該法人の従業員であるときは、前号に掲げる書類の写し及びその者が所属する法人の営業所若しくは事務所等の所在地を確認することができる書類を送付し、当該所

在地を証明書等を送付すべき場所に指定する方法

- (4) 第2号の申出を郵便等により行おうとする場合にあっては、戸籍規則第11条の2第1号に掲げる書類の写し又は特定事務受任者であることを証する書類の写し及び統一請求書に当該特定事務受任者の職印が押されたものを送付し、当該特定事務受任者の事務所の所在地を証明書等を送付すべき場所に指定する方法。ただし、特定事務受任者の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは、戸籍規則第11条の2第1号に掲げる書類の写し又は特定事務受任者であることを証する書類の写しの送付は要しない。ただし、第2条第1号の請求にあっては、弁護士（弁護士法人を含む。）及び司法書士法第3条第1項第6号及び第7号に規定する業務に従事する場合における同条第2項に規定する司法書士（司法書士法人を含む。）に限る。（本人等以外の者の証明書等の交付の申出につき申出者の代理人等が権限を明らかにする方法）

第7条 本人等以外の者の証明書等の交付の申出につき申出者の代理人等が権限を明らかにする方法は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第2条第1号の請求を除く。

- (1) 現に申出の任に当たっている者が法定代理人の場合にあっては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（交付後3月以内のものに限る。）を提示若しくは提出する方法又は市内のいずれかの区に戸籍簿があって、職員が戸籍簿により法定代理人であることを確認する方法。
- (2) 現に申出の任に当たっている者が任意代理人又は使者の場合にあっては、代理権限が付与されていることを証する書類を提出する方法。ただし、代理権限を有することを証する書類の還付を求める旨の記載がある場合は、届出人等に了解のうえ当該書類の写しを撮り保管する。
- (3) 申出者が法人の場合にあっては、法人の役職員の資格を証する書面及び現に申出の任に当たっている者に申出をする権限が付与されていることを証する書類を提出又は提示する方法。

（郵便等による請求等につき明らかにしなければならない事項）

第8条 第3条第2号、第6条第3号及び同条第4号において、請求者又は申出者の住所又は主たる事務所等の所在地以外の場所へ送付することを求めるときは、その理由及び送付すべき場所を明らかにしなければならない。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

（関係要綱等の廃止）

住民基本台帳等における証明請求に係る本人確認等の事務処理要綱（平成18年8月1日施行）及び住民基本台帳等における証明請求に係る本人確認等の事務取扱基準（平成18年8月1日実施）は、廃止する。